

介護保険条例の一部を改正する条例

平成30年3月27日

久慈広域連合条例第3号

介護保険条例（平成13年久慈広域連合条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同項第1号中「32,520円」を「35,760円」に改め、同項第2号中「45,480円」を「50,040円」に改め、同項第3号中「48,720円」を「53,640円」に改め、同項第4号中「58,440円」を「64,440円」に改め、同項第5号中「65,040円」を「71,640円」に改め、同項第6号中「78,000円」を「85,920円」に改め、同項第7号中「84,480円」を「93,120円」に改め、同項第8号中「97,560円」を「107,400円」に改め、同項第9号中「107,280円」を「121,680円」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同条第3項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「190万円」を「200万円」に改め、同条第4項及び第5項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「290万円」を「300万円」に改め、同条第6項を次のとおり改める。

6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、32,160円とする。

第13条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の介護保険条例第2条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。